

第 2 期米原市子ども・子育て支援事業計画  
中間見直し（案）

米原市

## 1 中間見直しについて

### 1 計画の概要

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、令和 2 年 3 月に第 2 期米原市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画は、「夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～」を基本理念とし、令和 2 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画期間としています。

### 2 見直しの必要性

令和 4 年度は、計画期間の中間年にあたり、本計画において、各事業の数値目標や関連施設の整備状況などが大きく乖離している場合には、中間年を目安として、必要に応じて見直すこととしています。このことから、これまでの実績を踏まえ、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、今回中間見直しを実施することとし、各事業について利用実績やニーズを踏まえた所要の修正を行います。

### 3 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡（令和 4 年 3 月 18 日付）

（一部抜粋）

#### 2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

##### （1）実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和 3 年 4 月 1 日時点における実績値に基づくこととする。

（留意事項）

- ・市町村計画における 1 号認定子どもの「量の見込み」については、施設型給付を受けない幼稚園を利用する子どもの数等も含まれており、実績値の把握に際しても留意が必要である。
- ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、実績値の把握に際しても留意が必要である。

##### （2）「実績値」と「量の見込み」との比較

（1）に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離\*がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

※ 実績値/量の見込み $\leq$ 90% 又は 実績値/量の見込み $\geq$ 110%

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和 5 年度以降に見直しを行うことや、（4）に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該

影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。(以下略)

## 2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

その際、例えば、

- ・放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭タイプの割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行うことなどが考えられる。

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策の見直し

### ① 現在の提供区域の状況

子ども・子育て支援法第61条では、「教育・保育の量の見込み」および「確保方策」を設定する単位として、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めこととされています。

米原市では、教育・保育提供区域を広く設定することで需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、全市を1提供区域とする教育・保育提供区域を設定しています。

### ② 教育・保育の量の見込みと提供体制の現状

- ・ 米原市の保育需要は減少傾向にあります。市内の子どもの数には地域差があり、山東・伊吹地域および米原地域(河南小学校区)については減少傾向、近江地域については横ばい、米原地域(米原小学校区)については増加傾向にあります。
- ・ 米原小学校区は、大規模な住宅開発が計画されており、令和8年度から徐々に保育需要が高まるものと推測しています。

#### ▽就学前子ども数推計

(単位：人)

	実績値			推計値						
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
就学前(全域)	1,829	1,777	1,691	1,644	1,607	1,558	1,550	1,610	1,618	1,582
山東地域	453	444	396	416	405	357	380	371	326	345
伊吹地域	210	195	171	185	160	153	168	146	141	152
河南小学校区	121	110	101	84	73	76	74	65	70	66
米原小学校区	529	502	492	472	443	444	470	534	580	585
近江地域	516	526	531	487	526	528	458	494	501	434

※各年4月1日時点における年齢別の数値を用いて、3年単位を集団とするコーホート変化率法により推計値を算出した。

### ③ 全市を1提供区域にしていることでの課題

- ・ 市内の子どもの数には地域差があり、地域によって量の見込み(必要利用定員)と提供体制に過不足が生じており、地域ごとの傾向が見えにくいこと。
- ・ 地域によって保育需要が増加する場合に、施設整備の必要性について、計画上の説明が難しいこと。
- ・ 少子化や核家族化、共働き家庭の増加による就労形態の変化などの影響に伴い、1号認定を中心に定員の余剰が生じている一方、2号認定・3号認定の定員が不足し、待機児童が発生する可能性が高いこと。

#### ▽1提供区域の場合の利用定員と保育ニーズとの差引

(単位：人)

提供区域	年齢	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
市内全域	0	▲17	▲10	▲25	▲8	▲6	▲25	▲19	▲8
	1,2	20	19	25	29	20	16	12	▲8
	3~5	221	268	298	345	338	319	315	331

#### ④ 1 提供区域から 2 提供区域への変更について

②、③の状況を踏まえ、今後、保育ニーズの増加との調整をしながら利用定員の見直しが必要になることから、保育ニーズの傾向が分かりやすいよう、提供区域を 1 提供区域から 2 提供区域へ変更します。

提供区域の変更については、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件と、教育・保育施設整備状況の観点から、2 提供区域に分けて設定します。

提供区域	山東・伊吹・米原地域（河南小学校区） 近江・米原地域（米原小学校区）
設定理由	上記 2 提供区域の地域は、小学校区を超えて通園可能範囲内であることから入園希望される場合が多く、地理的条件や人口、教育・保育施設整備や園児受入れ体制の観点において特徴が類似している。

#### ▽地域別 入園申込者数

（単位：人）

地域	年齢 (歳児)	実績値	推計値						
			R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
全域	0	111	104	119	102	100	119	113	102
	1,2	355	356	350	346	355	359	363	383
	3~5	924	877	847	800	807	826	830	814
山東地域	0	22	22	21	18	21	20	16	20
	1,2	88	91	93	85	86	87	79	80
	3~5	222	220	221	195	202	203	180	183
伊吹地域	0	10	10	10	6	7	9	5	7
	1,2	45	36	34	40	33	33	34	30
	3~5	93	99	87	81	89	78	75	82
河南 小学校区	0	5	5	4	5	4	4	5	4
	1,2	19	21	17	17	20	16	16	17
	3~5	64	45	40	41	39	35	37	35
米原 小学校区	0	36	36	36	36	38	42	51	42
	1,2	96	95	95	97	107	116	127	149
	3~5	265	247	220	217	226	246	279	278
近江地域	0	38	31	48	37	30	44	36	29
	1,2	107	113	111	107	109	107	107	107
	3~5	280	266	279	266	251	264	259	236

※実績値は、保育認定こども、教育認定こども、待機児童の人数を集計し、これらを合算して申込数として計上した。

※推計値は、各地域・各年齢区分の就学前子ども数に対し、令和 4 年度の申込率と年間伸び率を乗じて推計した。

#### ▽提供区域を 2 区域とした場合の利用定員と保育ニーズとの差引

（単位：人）

提供区域	年齢(歳児)	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
山東・伊吹	0	▲2	▲2	0	6	3	2	9	4
米原(河小)	1,2	6	10	14	16	19	22	29	31
	3~5	163	178	194	225	212	226	250	242
近江地域	0	▲15	▲8	▲25	▲14	▲9	▲27	▲28	▲12
米原(米小)	1,2	14	9	11	13	1	▲6	▲17	▲39
	3~5	58	90	104	120	126	93	65	89

⑤ 1 提供区域から2 提供区域への変更による教育・保育の量の見込みと提供体制について

見直し前 1 提供区域（全市）

令和2年度から令和6年度までの期間における教育・保育の量の見込と提供体制

≪米原市子ども・子育て支援事業計画の一部抜粋≫

（単位：人）

	令和2年度					令和3年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	286	0	705	37	362	282	0	707	41	360
② 確保の内容【人】		415	743	85	392		415	743	85	392
② - ①		129	38	48	30		133	36	44	32

	令和4年度					令和5年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	266	0	677	46	381	262	0	678	50	383
② 確保の内容【人】		415	743	85	392		415	743	85	392
② - ①		149	66	39	11		153	65	35	9

	令和6年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	255	0	669	54	386
② 確保の内容【人】		415	743	85	392
② - ①		160	74	31	6

見直し後 2 提供区域へ変更

▽山東・伊吹・米原(河南小学校区)

	令和2年度					令和3年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
② 確保の内容【人】	215		342	35	163	215		342	38	163
③ 利用者数【人】(実績)	108	0	328	52	156	112	0	324	37	151
② - ③	107		14	-17	7	103		18	1	12

	令和4年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	*	*	*	*	*
② 確保の内容【人】	215		327	35	158
③ 利用者数【人】(見込み)	86	0	293	37	152
② - ③	129		34	-2	6

	令和5年度					令和6年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	90	0	274	37	148	91	0	257	35	144
② 確保の内容【人】	215		327	35	158	215		327	35	158
② - ①	125		53	-2	10	124		70	0	14

▽近江・米原(米原小学校区)

	令和2年度					令和3年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
② 確保の内容【人】	200		391	50	189	200		391	50	189
③ 利用者数【人】(実績)	169	0	348	37	177	158	0	366	44	175
② - ③	31		43	13	12	42		25	6	14

	令和4年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	*	*	*	*	*
② 確保の内容【人】	200		403	59	217
③ 利用者数【人】(見込み)	150	0	395	74	203
② - ③	50		8	-15	14

	令和5年度					令和6年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼希望	保育必要	保育必要	
① 量の見込み【人】	150	0	363	67	208	150	0	349	84	206
② 確保の内容【人】	200		403	59	217	200		403	59	217
② - ①	50		40	-8	9	50		54	-25	11

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策の見直し

子ども・子育て支援法第59条では、同法第1～第13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。本市が策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って各事業を実施していますが、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について、事業の実施状況や利用状況によって量の見込みや確保方策の見直しが必要な事業について、中間見直しを行います。

#### (1) 利用者支援に関する事業

##### [事業の概要]

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

##### [量の見込みと確保方策]

			R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【か所】	基本型	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1
	確保方策【か所】	基本型	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1
実 績 値	量の見込み【か所】	基本型	1	1	***	***	***
		母子保健型	1	1	***	***	***
	確保方策【か所】	基本型	1	1	***	***	***
		母子保健型	1	1	***	***	***

##### [提供体制確保の方向性]

- 利用者支援事業については、市民交流プラザ（ルッチプラザ）内に子育て世代包括支援センターを設置し、基本型・母子保健型の利用者支援事業を一体的に実施することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施していきます。
- 子育て世代包括支援センターが市内4か所の地域子育て支援センターを巡回するなど身近な地域で支援を展開します。

##### [見直しの内容]

量の見込み等の見直しは行いませんが、設置場所が「米原げんきステーション」から「市民交流プラザ（ルッチプラザ）」に変更となったことから、[提供体制確保の方向性]の内容の一部を修正します。

##### 見直し前

- 利用者支援事業については、現在は、出生数の多い米原・近江地域の相談拠点として、米原げんきステーション内に子育て世代包括支援センターを設置し・・・

##### 見直し後

- 利用者支援事業については、市民交流プラザ（ルッチプラザ）内に子育て世代包括支援センターを設置し・・・



(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】	11,492	11,180	11,292	11,092	10,908
	確保方策【人】	14,640	14,640	14,640	14,640	14,640
	確保方策【か所】	4	4	4	4	4
実 績 値	量の見込み【人】	4,096	4,292	***	***	***
	確保方策【人】	4,096	4,292	***	***	***
	確保方策【か所】	4	4	***	***	***

[提供体制確保の方向性]

〇引き続き、市内4か所の地域子育て支援拠点で子育て支援の充実を図りながら、子育て世代包括支援センターとの連携を図り、利用者へのきめ細やかな子育て支援を行います。

[見直しの内容]

事前予約を導入し受入人数の制限を行ったことから当初計画値より利用者実績は減少しました。しかしながら、令和4年度から地域子育て支援センター合同事業を再開したことや、予約人数枠を状況に応じて調整したことから、利用者は徐々に増加しています。また、オンライン相談やリモート会議等ができる体制を整備し、コロナ禍でも利用しやすい環境整備に取り組んでいることから、見直しは行いません。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠中のお母さんと赤ちゃんの健康の保持および増進を図るため、妊娠週数に応じて国が定める標準的な妊婦健康診査の費用を助成する事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】(利用人数)	270	265	260	257	251
	量の見込み【回】(延べ利用回数)	3,132	3,074	3,016	2,981	2,912
	確保方策【回】	3,132	3,074	3,016	2,981	2,912
実 績 値	量の見込み【人】(利用人数)	310	238	***	***	***
	量の見込み【回】(延べ利用回数)	3,602	2,851	***	***	***
	確保方策【回】	3,602	2,851	***	***	***

[提供体制確保の方向性]

〇妊婦自身が健康管理を実践できるよう、各個人に合わせた健康教育や相談業務を行います。また、必要に応じ、関係機関と連携した支援を行います。

[見直しの内容]

令和3年度は母子手帳発行数が減少していますが、概ね当初の計画どおりであるため、見直しは行いません。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【件】(訪問世帯数)	276	270	265	260	257
	確保方策【件】	276	270	265	260	257
	把握率【%】	100	100	100	100	100
実 績 値	量の見込み【件】(訪問世帯数)	251	243	***	***	***
	確保方策【件】	276	256	***	***	***
	把握率【%】	100	100	***	***	***

[提供体制確保の方向性]

○把握率100%を目指します。訪問が難しい家庭は、関係機関との連携により状況の把握に努めます。

[見直しの内容]

出生数が計画値よりも減少していますが、概ね当初の計画どおりであるため、見直しは行いません。

(5) 養育支援訪問事業

[事業の概要]

養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【件】(訪問世帯数)	16	16	15	15	15
	確保方策【件】	16	16	15	15	15
	量の見込み【回】(延べ訪問回数)	63	63	62	61	60
	確保方策【回】	63	63	62	61	60
実 績 値	量の見込み【件】(訪問世帯数)	13	14	***	***	***
	確保方策【件】	13	14	***	***	***
	量の見込み【回】(延べ訪問回数)	75	68	***	***	***
	確保方策【回】	75	68	***	***	***

[提供体制確保の方向性]

○養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行います。

[見直しの内容]

訪問世帯数は当初計画を下回り、延べ訪問回数は逆に上回っていますが、概ね当初の計画どおりであるため、見直しは行いません。

(6) 子育て短期支援事業

[事業の概要]

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

具体的な事業としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

[量の見込みと確保方策]

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】（利用者数）	当初計画なし				
	確保方策【人】（延べ利用人数）					
	確保方策【か所】					
見 直 し	量の見込み【人】（利用者数）	***	***	2	2	2
	確保方策【人】（延べ利用人数）	***	***	6	6	6
	確保方策【か所】	***	***	3	3	3

[提供体制の方向性]

- 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）については、令和4年度から、近隣市町の児童養護施設等や市内の里親といった提供体制を確保していきます。
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、今後ニーズが増大してきた場合に、近隣市町とも連携しながら提供体制を確保するよう検討していきます。

[見直しの内容]

令和4年度から短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）を実施するに当たり、量の見込み等を設定します。また、[提供体制確保の方向性]の内容の一部を修正します。

**見直し前**

- 今後ニーズが増大してきた場合には、近隣市町とも連携しながら提供体制を確保するよう検討していきます。

**見直し後**

- 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）については、令和4年度から、近隣市町の児童養護施設等や市内の里親といった提供体制を確保していきます。
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、・・・

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

[事業の概要]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなど育児の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【回】 (延べ援助回数)	311	311	305	307	304
	確保方策【回】	311	311	305	307	304
実 績 値	量の見込み【回】 (延べ援助回数)	135	181	***	***	***
	確保方策【回】	135	181	***	***	***

[提供体制確保の方向性]

- サポーター養成講座の開催等により、サポート会員の確保に努めます。
- 利用会員の多い地域において、サポート会員を確保できるよう地域と連携した取組を進めます。

[見直しの内容]

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画値より利用が減少していますが、令和3年度、令和4年度と徐々に回復傾向にあることから、見直しは行いません。

(8) - 1 幼稚園型一時預かり事業

[事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、主として昼間に幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】(延べ利用者数)	4,567	4,555	4,504	4,492	4,469
	確保方策【人】(受入可能人数)	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280
実 績 値	量の見込み【人】(延べ利用者数)	5,751	6,701	***	***	***
	確保方策【人】(受入可能人数)	8,280	8,280	***	***	***
見 直 し	量の見込み【人】(延べ利用者数)	***	***	***	6,800	6,800
	確保方策【人】(受入可能人数)	***	***	***	8,280	8,280

[提供体制確保の方向性]

- 利用ニーズの増加に対し、可能な限り対応できるよう人材の確保に努め、受入れ体制を整備します。

[見直しの内容]

幼稚園における一時預かりについては、当初計画値より利用が増加していることから、利用者数実績値に基づき、量の見込みを見直します。

(8) - 2 一般型一時預かり事業

[事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】(延べ利用者数)	810	827	815	824	828
	確保方策【人】(受入可能人数)	5,124	5,124	5,124	5,124	5,124
実 績 値	量の見込み【人】(延べ利用者数)	722	629	***	***	***
	確保方策【人】(受入可能人数)	5,124	5,124	***	***	***

[提供体制確保の方向性]

○利用ニーズの増加に対し、可能な限り対応できるよう人材の確保に努め、受入れ体制を整備します。

[見直しの内容]

一般型一時預かり事業については、当初計画値より利用が減少していますが、令和4年度は令和3年度よりも増加傾向にあることから、見直しは行いません。

(9) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】(実利用者数)	225	245	267	234	255
	確保方策【人】	300	300	300	300	300
	確保方策【か所】	10	10	10	10	10
実 績 値	量の見込み【人】(実利用者数)	421	445	***	***	***
	確保方策【人】	421	445	***	***	***
	確保方策【か所】	10	10	***	***	***
見 直 し	量の見込み【人】(実利用者数)	***	***	***	450	450
	確保方策【人】	***	***	***	450	450
	確保方策【か所】	***	***	***	10	10

[提供体制確保の方向性]

○市外で就労し、長時間の保育を必要としている子育て家庭を支援するため、全園で12時間までの延長保育を実施できるよう、実施施設の拡大とニーズに応じた対応の充実に努めます。

[見直しの内容]

延長保育事業については、当初計画値より利用が増加していることから、利用者数実績値に基づき、量の見込みを見直します。

(10) 病児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児保育事業は、医療機関や保育所などに付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

			R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】 (延べ利用者数)	病児・病後児対応型	318	320	320	324	324
		体調不良児対応型	1,145	1,155	1,153	1,166	1,168
	確保方策 【人】	病児・病後児対応型	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
		体調不良児対応型	2,928	2,928	2,928	2,928	2,928
	確保方策 【か所】	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
		体調不良児対応型	5	5	5	5	5
実 績 値	量の見込み【人】 (延べ利用者数)	病児・病後児対応型	100	180	***	***	***
		体調不良児対応型	462	766	***	***	***
	確保方策 【人】	病児・病後児対応型	1,464	1,464	***	***	***
		体調不良児対応型	2,928	2,928	***	***	***
	確保方策 【か所】	病児・病後児対応型	1	1	***	***	***
		体調不良児対応型	5	5	***	***	***

[提供体制の確保と方向性]

- 病児・病後児保育事業を必要とする方が登録できるよう、事業の周知に努めます。
- 公立認定こども園全園で実施している体調不良児対応型については、私立園でも希望があった場合は利用ができるよう、補助事業を通じた支援を行っていきます。

[見直しの内容]

新型コロナウイルス感染症等の影響により当初計画値より利用者実績は減少していますが、利用者数は増加傾向にあることから、見直しは行いません。

(11) 放課後児童健全育成事業

[事業の概要]

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して生活と遊びの場を提供する事業です。

[量の見込みと確保方策]

			R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	量の見込み【人】	1年生	191	197	209	208	222
		2年生	186	191	195	205	202
		3年生	168	183	189	193	203
		4年生	123	137	149	154	158
		5年生	126	95	105	115	118
		6年生	77	82	61	68	74
		合計	871	885	908	943	977

	確保方策【人】	合計	840	850	990	990	990
	確保方策【か所】		10	10	11	11	11
実績値	量の見込み【人】	1年生	199	208	***	***	***
		2年生	206	196	***	***	***
		3年生	156	190	***	***	***
		4年生	117	123	***	***	***
		5年生	127	77	***	***	***
		6年生	39	60	***	***	***
		合計	840	854	***	***	***
	確保方策【人】	合計	840	850	***	***	***
	確保方策【か所】		9	9	***	***	***
見直し	量の見込み【人】	1年生	***	***	***	217	233
		2年生	***	***	***	212	203
		3年生	***	***	***	208	224
		4年生	***	***	***	167	182
		5年生	***	***	***	86	71
		6年生	***	***	***	56	63
		合計	***	***	***	946	976
	確保方策【人】	合計	***	***	***	990	990
	確保方策【か所】		***	***	***	10	10

[提供体制の方向性]

○利用希望者の増加に伴い、施設の改修等定員数の拡大を進め、受け皿の確保に努めていきます。特に米原小学校区では住宅開発に伴う小学生の増加により、入会希望児童数の増加が見込まれることから、施設の整備、新規委託先の開拓および民間児童クラブの参入促進を進めます。

[見直しの内容]

令和4年度の放課後児童クラブの登録児童数の実績に基づき、学年別の量の見込みを見直します。なお、確保方策【人】については、計画通り施設整備を行い、受入れ体制を整えていることから見直しは行いません。

また、確保方策【か所】について、米原市社会福祉協議会が運営していた「近江げんきッズ坂田」がNPO法人わっかが運営する「さかっこクラブ」に事業継承されたことにより、11か所から10か所に見直しを行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

[事業の概要]

全ての子どもの健やかな成長を支援するために、支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額の一部に対して給付費を給付する事業です。

[提供体制確保の方向性]

○対象となる世帯がスムーズに制度を利用することができるよう、事業の周知に努めます

[見直しの内容]

対象世帯への補足給付事業であり、目標値の設定は行わないため見直しは行いません。